# 令和元年度 長野県木曽青峰高等学校 部活動に関わる活動方針

#### 1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施し、知・徳・体のバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加のもと、学校教育の一環として合理的でかつ効率的・効果的に行うようにする。
- (3) 技術・競技力の向上を目指すとともに、生涯学習の一環として継続的に活動・競技を楽しむ心を育む。

## 2 本年度の活動方針

- (1) 活動時間及び日数について
  - ① 活動時間 1日の活動時間は平日及び学校の休業日ともに、長くとも3時間程度とし、合理的でかつ 効率的・効果的な活動を行う。なお、大会や練習試合等で、基準とする1日の活動時間を 上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。
  - ② 休養日 原則として、週当たり2日以上の休養日(平日1日以上、土曜日及び日曜日1日以上)を 設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。 長期休業中の休業日の設定は、原則として、学期中に準じた扱いを行う。
  - ③ 活動計画 年度初めに学校ホームページに「活動方針」を載せる。 各部活動顧問は保護者との連絡を密にし、計画等(年間、月別)を知らせる。
  - ④ その他 定期考査1週間前から考査終了までの期間は、原則として部活動を行わない。

#### (2) 大会参加について

対外引率手当対象の大会は原則として参加する。それ以外の大会、練習試合については、年間の活動計画 全体をみて適正な参加となるよう心掛ける。

## 3 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動の実施に当たっては、部活動顧問等の指導者は生徒の心身の健康管理、事故防止に努めるとともに体罰、ハラスメント等は決して許されるものではないとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する、

- (2) 指導体制の工夫
  - ① 顧問間で連携をとって指導を行う(特定の顧問に負担が集中しないよう配慮する)。
  - ② 地元中学校、社会体育との合同練習、練習試合等での連携を図る。
- (3) 顧問会等、部活動運営に係る協議の場の設定
  - ① 顧問会を校内組織に位置付ける。
  - ② 運動部顧問の代表は高体連代表者、文化系部活動顧問の代表は高文連代表者とする。
  - ③ 代表者は必要に応じてクラブ顧問会を招集する。
- (3) その他
  - ① 生徒数の減少に伴う設置部活動の見直しを今後進める。
  - ② 運動の二極化に対応した運動部の設置は今後検討する。